

平成23年11月22日

平成23年

第11回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成23年第11回教育委員会定例会会議録

平成 23 年 11 月 22 日午後 2 時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政	委員	委員長
藤崎雄三	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
鈴木清子	委員	
野口和矩	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子武史
教育総務課長	松本秀男
施設担当課長	西野正成
学務課長（私学行政担当課長兼務）	飯田衛
校外施設整備担当課長	星光吉
指導課 統括指導主事	大川優
教育センター所長	菅三男
社会教育課長	木田早苗
大田図書館長	原聡

計 9 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 11 回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成23年第11回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立している。

なお、本日は傍聴希望者がいる。委員の皆様にも傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長

それでは、傍聴を許可する。

(傍聴希望者入場)

○委員長

次に、会議録署名委員に藤崎委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

10月から11月にかけて小学校、中学校のそれぞれで研究奨励校の発表があり、これについて報告する。前回の定例会では大森第六中学校の研究発表会について紹介したが、今回は中学校では馬込東中学校、石川台中学校、大森第十中学校、小学校では北糀谷小学校、山王小学校、全部で5校について紹介する。

まず、馬込東中学校であるが、研究主題として「道徳の時間における指導法の工夫」、「学校経営ビジョン あいうえお学校を生かした道徳教育の推進」を掲げ、2年間研究を進めてきた。これは道徳教育を通して、生命、人権を尊重する心の教育を充実させ、併せて思いやりや規範意識、自立心、自己判断力の向上を目指して、礼儀正しく心豊かな生徒を育てることを研究のねらいとしている。あいうえお学校と名称をつけているが、これは「あ」はあいさつのある学校、「い」は命を大切に作る学校、「う」とは歌のある学校、「え」は絵のある学校、「お」は大人の協力のある学校ということであり、大変意欲的な、生徒一人一人の参加を積極的に推進するような研究である。子どもたちも話し合い活動などを活発に行って、生徒同士のコミュニケーションも豊かになって、深く考える習慣がついてきたと思っている。

次に石川台中学校と大森第十中学校であるが、この2校は学力向上を大きなテーマとして取り組み、平成22年度、平成23年度の2年間を学力向上のモデル校として研究を進めてきた。石川台中学校では学習カルテの作成と学習カウンセリングを活用して、子ども

たちの学習意欲を引き出して、一人一人の学びを大切にしたい学習支援体制の確立を研究テーマとした。学習カルテ及び学習相談カルテを元にして生徒と面談し、学習のつまづきや学習方法について、助言、支援して、学習カウンセリングを実践したということである。この研究の結果、校内における学習効果測定の結果も上昇したとの発表があった。同じく大森第十中学校も学力向上ということで、「すべての生徒にわかる授業、魅力ある授業を目指して」をテーマにし、一人ひとりの先生が授業改善に取り組み、学力向上への具体策を提案してきたということである。わかる授業によって生徒の学習意欲を向上させていき、併せて教員が各自の個人テーマを設けて授業改善に取り組んできたということであった。教員がお互いに共通の認識を持つための「十中ファイル」を作成して、それを相互に参照しながら授業改善に取り組んできたということである。この学校も学習効果測定で良好な成績が出たという話を聞いている。

次に、北糶谷小学校では体力の向上を学校全体で推進していた。子どもたちが伸び伸びと元気に運動を楽しんで、また子供同士のチームワークを十分にとりながら体力向上を図っていくということで、1年生から6年生までのそれぞれの研究テーマに沿った運動を規律をもってこなしていた。見る側の私たちも非常にさわやかな気持ちになるような、印象深い研究であった。この元気な子どもたちの姿を見ると、小学校から体力の基礎をつくっていくと中学校でも十分に効果は発揮するのではないかと感じた。

最後に山王小学校では研究主体を「思考力、判断力、表現力を高める学習活動の工夫」とし、生活科、社会科の伝えあう活動を通して、テーマに基づき、実践的な研究をしてきた。子どもたち同士が相手の話をしっかり聞いて、聞いた話を理解した上で、相手の考え方をベースにしながらそれに対して反論する場合は、きちんと根拠を示して反論していくという、かなりの理解力等をベースにした双方向的な、ツーウェイの（相互）コミュニケーションを進めていた。私たちが視察をした際には、大変子どもたちに集中力があり、他者の発言にも十分に耳を傾け、自分の考えを説明し、議論に対しても退屈せずについていっていた。班活動も各班の中でリーダーの下にそれぞれが意見を臆することなく述べるような関係ができていて、非常にいい授業だったと思っている。こういった子どもたちの力強い授業を見ていると、参加した方たちは皆すばらしいと感じたのではないかと思う。非常に水準の高い授業をしていた。

このような授業などを見て、特に中学校が学力向上をメインテーマに研究をしたということは、私としては非常に画期的なことだと思っている。学力の定義や学力向上そのものをずばりとテーマとして掲げて進むというところまでは到達していないが、とりあえず学力の向上のために尽くすべき最初のステップにはなっていると思っている。この研究を通し、研究のテーマの実現のために校長のリーダーシップのもと目標を共有して実践することにより、先生たち相互の人間関係も良好な形で形成されて、そのことによって先生のモチベーションが高まり、授業の改善を通して自己啓発を進めていくということにつながっている。この結果、教師のやる気を見て、生徒にも集中力ができて、大勢が授業にまじめに参加することによって、若干荒れているようなところも改善することになる。こういった研究は単発に終わらせることなく、研究の成果を十分に確認した上で、そこから発見された新たな課題に対しても、これからチャレンジしていただきたいと思う。

次に、名球会という団体があることはご承知かと思うが、名球会から大田区の教育委員会に対して、子どもたちに野球教室を開きたいので学校を紹介してほしいという依頼があった。趣旨としてはプロで2,000本安打や200勝投手という偉大なレベルの選手だった方が直接、子どもたちに対して野球の実践から得た様々な自分の人生の経験談も交え、投球や打撃のコーチをしたいという話であった。背景には野球人口が減少しているという流れがあり、将来のプロ野球を活性化させるためには、やはり小学校のレベルから子どもたちにモチベーションを持って野球を見てもらいたいということである。新宿小学校と北糀谷小学校の2校を紹介したところ、新宿小学校には元巨人軍の選手の駒田さんに来ていただき、講話をした上で実際の投球動作やバッティングなどについて、丁寧に子どもたちに教えていただいた。地域の方も年配の方たちも喜んで参加し大変盛り上がったとのことである。また、北糀谷小学校は、法政二高の優勝選手だった柴田選手に来ていただき、やはり講話の後に野球の実践に入り、子どもたちに対して、非常に的確なコーチをしていただき子どもたちも大変喜んでいた。北糀谷小学校は研究奨励校でもあり、スポーツに対して非常に関心が強い中で、柴田選手にも来てもらったことで、子どもたちにとって意欲的にスポーツに参加したいというマインドがさらに強化されたのではないかと考えている。

○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見、質問はあるか。

○藤崎委員

質問や意見ではなく感想であるが、私も紹介いただいた5校のうち石川台中学校、馬込東中学校、それから北糀谷小学校の3校に見に行った。やはり校長先生のリーダーシップ、引っ張っていく力に相当影響を受けるのだということがあり、団結というのは校長のリーダーシップの発揮のし具合によって、相当影響を受けるのだと思った。校長先生の前向きな、ここをきちんと発表していくのだという気持ちが十分伝わってくると感じた。

それから、小学校と中学校に少し違いがあると受けたのが、授業を受けている児童や生徒の反応である。小学校の児童は体育だったということもあるが、回りに背広の人が何十人いてもあまり関係なく、楽しんで授業をやっているが、中学生になってくると、やはり区切られた教室いきなりネクタイ姿の方たちが10人、20人と待機して、机と机の間に入ってノートをのぞき込んだりするので相当気になったようだ。先生が「いつもの君たちはどこに行ったのか」と言うくらい、生徒たちからは発言がなく困っているような教室もいくつか見られた。これは勝手な自分の個人的な要望なのだが、こういう会にみんなで行くというのではなく、先生に限らず、保護者に対する会合等も含めて、授業を見られる回数が増え、いつでも見られているということがそれほど珍しいことではない状態に生徒たちもなっていくと多少は変わってくるのかと思う。構えている状態ではない状況を見られるのではないかと感じた次第である。

一つ力を付けてもらいたいと思った点は、研究の発表の内容は非常に個々に素晴らしいものだと感じたが、せっかく2年間をかけて調べてきた研究発表を、発表側の立場で常

に発表しているのです、相手に聞いてもらうというスタンスや技術がまだまだであった。プレゼンテーション技術が不足しており、100をやっているものが10や20しか伝わっていないものもあるのではないかと、これは正直もったいないと思った。自分たちのやってきたことをきちんと広めていってもらいたい、どうやったら届くだろうかという技術を、もう少し付けていただくと更に大田区として良いものになっていくのではないかと感じた。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

関連することとしてお話したいが、この間、矢口小学校の120周年の記念行事に行ってきた。子どもたちが非常にきちんとしていてよかったというか、きびきびして声が大きいのである。あいさつの声が大きく、歌う声がとても大きいのである。しかも歌を歌うのも行事で歌うのだが、楽しそうに歌っているのです、音楽の先生の指導がとても行き届いていて優れているというのが、誰の目にも明らかな感じであった。音楽がいいからということでもないのかもしれないが、非常にチームワークもよくて、消防庁の音楽隊が来てくれたのでその会場設営をしたり、式典が終わってからの祝賀会の準備も、子どもたちが非常にきびきびと動いていた。自分たちの仕事は何をやるのかというのを、それぞれがわきまえていてグループごとにテキパキと片づけなどを行っているのを見て感心した。こういう研究奨励などで、やる気を起こさせるとか、教育の技法、手法のようなものはものすごく大事なことのよう感じがしたので、引き続き色々なところで、色々な科目について工夫をしていっていただくといいのかと私は思った。

ほかに、特にないか。

(「なし」という声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長

承認する。

日程第2

「部課長の報告事項」

○委員長

部課長から報告を求める。

○学務課長

資料) 平成24年度新入学にかかわる指定校変更及び区域外就学について

平成24年度新入学にかかわる指定校変更及び区域外就学について説明する。大田区全体の新入学児童生徒数は、この10年間、小・中学校合わせて8,100人から8,300人程度と大幅な増減なく推移している。今後も大きな変化はないと見込まれるが、新入学時の指定校変更等の申請は、平成23年度入学の児童・生徒においては、小・中学校合わせて約1,900件と、5年前に比べ200件増加している。しかしながら、各学校の教室数など施設規模には一定の限界があること等を踏まえ、これらの申請の基本的な対応を定めた。

まず、基本的な考え方として、指定校変更は当該校の施設規模に応じ、その範囲内において認め、区域外就学は原則として許可しないとしている。

次に指定校変更の学校別対応であるが、今後の学級数の推移と施設規模の面から、対応を大きく3つに分けている。1つ目は通学区域内の児童しか受け入れない学校、2つ目は通学区域内の児童、生徒を受け入れた上で、余裕があれば指定校変更申請希望者を受け入れることができる学校である。資料のとおり、小学校では15校が対象となっており、昨年度よりも4校増えている。これは平成24年4月の学級編制関係の法令等の改訂により、小学校1年生において、1学級を35人で編成することになった。同じ学級数でも受け入れ可能人数が少なくなったことから、これまでは指定校変更申請者の受け入れに特に問題のなかった学校も対象となる場合が生じたことになる。3つ目は現時点では教室数に余裕があるが、急に児童・生徒数が増加したり、申請者数が予想以上となり、受け入れるだけの教室を確保できないと判断した場合には抽せんにするというものである。

1つ目及び2つ目以外のその他のすべての学校が対象となる。施設規模に限界のある小学校の中には、児童数の出入予測に不確定要素が多く、現時点での学級数の見込みに非常に困難な学校もあるため、現在、各学校で実施している就学時健康診断において、転出や私立学校等、留学など保護者から聞き取りができる情報を集約した結果によっては、この学校別対応について変更する場合もある。

今後のスケジュールであるが、平成23年12月16日に就学通知書を発送し、平成24年1月上旬に指定校変更申請の受け付けを行う。1月20日までの申請者数に基づき、学校ごとに抽せんの実施について判断いたしたいと思っている。

なお、区民への周知であるが、12月21日号の大田区報で行うとともに、大田区ホームページに掲載する。

○社会教育課長

資料) 「大田区スポーツ推進計画(案)パブリックコメントの実施について

「大田区スポーツ推進計画(案)、(仮称)スポーツいきいきプランおおた」のパブリックコメントの実施について説明する。(仮称)スポーツいきいきプランの概要であるが、「おおた未来プラン10年」の個別目標である「誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります」「地域力を活かし、人に優しいまちを区民全体で実現します」この2つの目標をスポーツの面から実現するために区のスポーツ関連施策を体系化し、今後の区のスポーツ施策の方向性を示したものである。計画の期間は平成24年度から平成28年度までの5年間の計画になる。

この計画の素案を策定するにあたり、区民の2,000名の方にスポーツに関する意識調査を実施し、その結果等から将来に向けた課題をこの冊子にまとめた。29ページに、将来に向けての課題を挙げている。

課題1として、区民のスポーツの推進についてアンケート結果によると、日ごろから運動不足を感じている方の割合がとても高くなっている。高齢者や働き盛りの年代、子どもなど、それぞれニーズは違うと思うが、誰でも気軽に参加できるスポーツの機会、きっかけづくりが求められていると思っている。

課題2は、みるスポーツの充実である。アンケートでも区内の施設でスポーツを観戦したいという意向は高くなっており、来年6月に開館の大田区総合体育館に期待が寄せられているところである。みるスポーツが、区のスポーツ推進や地域活性化に寄与できるよう試合や大会を誘致していくことが課題となっている。

課題3として、地域スポーツの推進を挙げている。大田区にも現在2つ目の総合型地域スポーツクラブが立ち上がった。身近なところで安い利用料金で様々なスポーツを楽しむことが、区民のスポーツ推進に大きく寄与できると思っている。少しでもこのような活動を支援し、地域に広げていくことが課題だと思っている。

その他、区民にスポーツを推進していく上での指導者の育成、また、スポーツ施設の整備、スポーツに関する情報提供の充実を課題としている。

次に計画の基本的な考え方である。34ページの計画の基本理念であるが、「ずっと誰もが元気にいきいき 地域力で未来を築く スポーツ健康都市おおた」とした。これは子どもから高齢者まで自分のライフステージにあったスポーツを楽しむことによって、元気に健康でいられるように、地域力で区民のスポーツ推進を進め、その結果、仲間づくり、コミュニティ形成が進み、それがまた大田区の地域力を高めていく、そして、将来に向けてスポーツ健康都市おおたとして、それを内外に発信していきたいと考えている。

35ページの計画の体系図は、基本理念を実現するための3つの目標を定めた。1 ライフステージに応じたスポーツの提供、2 スポーツを通じた地域力の向上、3 スポーツ環境の整備である。この3つの目標を実現するために、幾つかの施策等を定めている。

50ページに重点施策を4つ定めている。1つ目に生涯スポーツ社会の促進、2つ目に総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援、3つ目に指導者の育成、4つ目にスポーツ施設の整備、充実を取り上げている。以上が計画の説明である。

パブリックコメントの実施について教育委員会の承認後、区議会の常任委員会等を経て、12月12日から26日までパブリックコメントを実施する。その間、12月14日には区民説明会を開催したいと考えている。その中で区民の方からのご意見をお聞きし、修正して今年度末の策定に向け、順次進めていきたいと考えている。

○大田図書館長

資料) 図書館の休館日の変更について (報告)

図書館の休館日の変更について説明する。対象図書館は蒲田駅前図書館である。変更理由は、電気設備点検のためと一斉殺虫消毒のためである。蒲田駅前図書館は、消費者生活センターと一体であるため、同時に実施する。休館日は平成24年2月27日と3月12日

である。代替開館日は2月16日と3月15日とし、区報とホームページで周知する。

○委員長

ただいまの報告は3つあったが、意見、質問はあるか。

○野口委員

学務課長からの来年度の指定校変更及び区域外就学について、35人学級になったということで、来年度は少し変わるようだが、それを区民に周知するのは12月21日と聞いたが、小中学校にはどのような形でいつ頃きちんと連絡をするのか。去年か一昨年に、校長先生が対応してバタバタしたことがあったので、区民は勿論であるが、学校も知っておかなければいけないと思うので、学校に対する対応はどのようになっているか。

○学務課長

指定校の学校別対応については、各学校の校長と協議をして決めている。現在、それぞれの学校と学務課で協議を継続している。

○委員長

意見、質問はあるか。

(「なし」という声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長

では、承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第64号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第64号議案 平成23年度一般会計第四次補正予算要求原案について説明する。
一般会計歳出であるが、所管課は幼児教育センターで事業名は就園奨励費補助である。補正要求額は4,052万3,000円の増額補正である。補正の理由と内容は、就園奨励費で、平成21年度単価に対し、減額となっている所得階層があり、その所得階層の第1子に対

して減額分の差額加算を行うものである。平成21年度は年額6万2,200円、平成23年度は4万6,800円の補助があったので、この差額の1万5,400円を加算するものである。世帯数は約2,650世帯で、合計4,052万3,000円である。平成22年度も同様に加算している。次に、所管課は社会教育課で事業名はスポーツ施設管理代行で、これは総合体育館のことである。補正要求額は269万2,000円の増額補正である。補正理由は、平成24年3月16日より指定管理が開始されるが、そのための指定管理料を計上するものである。具体的なものとしては、3月16日から3月31日までの人件費、備品購入費、開館の準備経費などである。

歳出の合計額であるが、補正前の額が合計で5億936万4,000円、補正要求額が4,321万5,000円、合計では5億5,257万9,000円である。

債務負担行為の補正であるが、所管課は社会教育課で、事項名は大田区総合体育館の初度調弁である。スポーツ用の備品、消耗品、事務用の備品、消耗品の初度調弁である。債務負担は平成24年度で、限度額が1億2,329万7,000円である。事項説明であるが、今年度の予算計上額は0円で、来年度が1億2,329万7,000円である。例えば、スポーツの備品では、卓球関係の備品、バレーボール、ハンドボール、フットサルといったもろもろの備品である。事務用の備品は、清掃の控室、事務室、応接室、放送室といったところの備品関係になる。

区一般会計歳入の事項名は保護者負担軽減補助金で、先程の歳出の就園奨励費に連動するもので、国が単価を減額したが、その分、東京都が3分の2の負担をするため、4,052万3,000円の3分の2の額、約2,710万2,000円を計上している。その他、残りについては、区が一般財源で補填する。

補正予算案の原案については、第4回の区議会定例会に提出する予定である。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」という声あり)

○委員長

第64号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長

第64号議案について、原案どおり決定する。

第65号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第65号議案 大田区付属機関の構成員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則について説明する。

提案理由はスポーツ振興法が全部改正になり、8月24日にスポーツ基本法として施行された。これを受けて、大田区の「スポーツ振興審議会条例」が「スポーツ推進審議会条

例」に、第3回の区議会定例会で改められた。これに伴い、大田区付属機関の構成員の報酬の額に関する規則の一部を改正するものである。

新旧対照表の右側の旧の欄であるが、第2条31号にスポーツ振興審議会委員（会長）とあるが、こちらの「振興」を「推進」に改正するものである。旧の欄のスポーツ振興審議会委員、これは会長以外の委員ということであるが、こちらも「振興」を「推進」に改正するものである。施行は公布の日からと考えている。

○委員長

ただいまの説明に対し、意見、質問はあるか。

（「なし」という声あり）

○委員長

第65号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長

第65号議案について、原案どおり決定する。

第66号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第66号議案 大田区総合体育館条例施行規則について説明する。

これは規則の制定である。35ページの提案理由として、利用の申請方法や利用料金の納付方法等、大田区総合体育館を利用する際に必要な事項について定める規則を制定する必要があるため、この案を提出するというものである。規則は大変多数のページとなっているため、添付の大田区総合体育館条例施行規則の概要により説明する。

第1条の趣旨は、総合体育館条例の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条の利用の申請は、事前に予約をし、利用申請書を提出しなければならないとしている。この事前の予約の方法としては、来館、あるいは電話を考えている。利用の順位、予約期間は別表第1の定めによるとしている。規則の10ページの別表第1（第2条関係）に、利用順位の1番が、最高額が3,001円以上の入場料を徴収するスポーツの大会又は試合で、以下6番目までが優先予約と考えられるものであり、7番目以降が一般予約である。総合体育館は、「するスポーツ」だけでなく、「みるスポーツ」もコンセプトに掲げているが、こういった「みるスポーツ」の優先順位が高い順位になっているということである。利用申請書の提出期限は別表第2に定められており、規則の11ページ別表第2（第2条関係）に、施設名、予約の時期、利用申請書の提出期限が書かれている。

第3条は利用の承認で、利用の承認は予約の順序による、利用が重なるときは利用順位が上位のものを優先し、利用順位が同じときは抽せんによるものとしている。利用を承認したときは、施設利用承認書を交付する、利用者は施設を利用する際に、施設利用承認書を提出しなければならないとしている。

第4条はこの例外であり、地下駐車場等については、利用料金を機械に入れることで、利用の申請、利用の承認とするというものである。

第5条の利用の変更は、承認事項を変更する場合は、施設利用変更申請書を提出しなければならないとしている。次に、この承認事項の変更に対応する理由がある場合にも変更を承認するが、この場合には施設利用変更承認書を利用者に交付するというものである。利用変更をした結果、変更後の利用料金が既に納めた既存の利用料金を超える場合には、その差額を変更承認の際に納付しなければならないとしている。

第6条は利用料金を定めており、駐車場の利用料金、付帯設備等の利用料金は別表第3に定める額を限度として、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとしている。規則の12ページの別表第3に、1は入場料を徴収する場合、13ページの2は入場料の徴収をしない場合と大きく分かれており、1は柔道、卓球、バレーボール等競技種目、付帯設備等、利用単位、利用区分、利用料金限度額の記載をしている。当然、入場料を徴収する場合は利用料金限度額は高くなっている。第6条の利用料金の2つ目、条例上は利用料金は原則として指定管理者の収入となるが、指定管理者は利用料金等の一部について、協定で定める額を区に納付するとしている。これは指定管理者の利益が生じたとき、一定割合を区に納付することを協定で取り決めるものである。

第7条は利用料金の減免で、施設の利用料金の減額、免除は次のとおりである。(1) 小学校、中学校、高等学校の児童又は生徒が利用するときは5割の減額、(2) 青少年対策事業委託団体が利用するときは2割、(3) 障害者団体が利用するときは2割、(4) その他、教育長が特別の理由があると認めた場合は、教育長が定めた額としている。この減額、または免除を受ける場合には、利用料金減免申請書を提出しなければならないとしている。

第8条は利用料金の納付で、利用料金の納付期限は、利用順位に応じて異なる旨を定めている。

第9条は利用料金の返還で、利用者の責めに帰さない事由により、施設等が利用できなくなったときは、利用時間に応じて全額又は半額を返還するものである。利用者から自己都合により取消しの申請があった場合は、取消しの時期により全額、7割5分、5割、2割5分の額を返還するものである。利用の変更により、変更後の利用料金が既納の利用料金未済となる場合は、その差額を返還するものである。

第10条は特別設備で、利用に際して、特別な設備や変更を加える場合は、特別設備承認申請書を提出しなければならないとしている。

第11条は利用の承引の取消し等で、利用者が施設の利用承認を取り消す場合は、利用取消申請書に、施設利用承認書等を添えて提出しなければならないとしている。指定管理者は利用取消申請を承認した場合は、利用取消承認書を利用者に交付する。指定管理者は、利用者が利用の目的又は利用条件に違反したことなどにより利用の承認を取り消すときは、利用取消等通知書を交付するというものである。

第11条は休館日を定めており、休館日は指定管理者が教育長の承認を得て定めることとしている。

第13条の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとしている。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができるとしている。

第14条は利用方法の事前打合わせで、利用者は、指定管理者と利用方法等について、事前に打合せをしなければならないとしている。

第15条は責任者の設置で、利用者は、利用責任者を設置し、指定管理者に届け出なければならないとしている。

第16条は管理上の立入りで、利用者は、利用している施設に指定管理者が立ち入ることを拒むことはできないとしている。

第17条は施設等の損傷等の届出で、利用者は施設を損傷又は著しく汚したときなどは、直ちに指定管理者に届け出なければならないとしている。

第18条は原状回復の点検で、利用者は、施設等の利用を終了したときは、指定管理者の点検を受けなければならないとしている。

第19条は指定申請書の提出で、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、指定申請書を教育委員会に提出しなければならないとしている。

第20条は指定の通知で、教育委員会は指定の申請があった場合は、指定すること又は指定しないことを決定したときは、書面により通知するとしている。

第21条は協定の締結で、教育委員会は、指定管理者を指定したときは、総合体育館の管理に関する協定を締結するとしている。この第19条から第21条までは、第22条の下にある付則の第2項、規則の廃止と見出しをつけているが、大田区総合体育館に係る指定管理者の指定手続等に関する規則に定められていたものであり、今回、大田区総合体育館条例施行規則に規定したので、旧の規則の規定については廃止するというものである。

第22条は委任で、この規則の施行に関し必要な事項は別に定めるとしている。

付則の第1項は施行期日である。施行期日は平成24年6月30日とする。第3項は経過措置である。

別記として様式が第1号から第17号まであり、施設利用申請書等の各種様式を定めているものである。

○委員長

逐次条文に則して解説があったが、ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。必要なルールを定めるものであるが、特によろしいか。

(「なし」という声あり)

○委員長

第66号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長

第66号議案について、原案どおり決定する。

第67号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第67号議案 大田区総合体育館条例の施行期日を定める規則について説明する。

大田区総合体育館条例の施行期日は、条例の付則の第1項で委員会規則で定めるとしていたが、この期日を平成24年6月30日にするものである。

○委員長

非常に単純な規則であるが、意見、質問はあるか。
(「なし」という声あり)

○委員長

第67号議案について、原案どおり決定してよろしいか。
(「異議なし」という声あり)

○委員長

第67号議案について、原案どおり決定する。
これをもって、平成23年第11回教育委員会定例会を閉会する。
(午後2時51分閉会)